

広島型建築プロポーザルにおける体制、基準、プロセスに関する研究 その2：設計者選定手法としての広島県と国の基準との比較

Research on the system, standards and process of Hiroshima-style architectural proposals Part 2: Comparison of Hiroshima Prefectural and National Standards for Designer Selection Methods

D：建築計画 8. 建築社会システム 1. 建築社会システム

プロポーザル方式 広島型建築プロポーザル

公共建築 設計者選定手法

準会員	○小林	航明*	Komei Kobayashi
正会員	脇坂	圭一**	Keiichi Wakisaka
同	恒川	和久***	Kazuhisa Tsunekawa
同	斉藤	孝治****	Koji Saito
同	西山	雄大*****	Yudai Nishiyama

1. 研究概要

その1では広島型建築プロポーザル（以下、「広島型プロポ」とする。）の実施に至るまでの取り組み、企画段階の取り組みを明らかにした。1）湯崎英彦知事による「ひろしまビジョン」が制度化の契機となり、魅力ある建築物を創造する方針が営繕課職員にも共有され、その結果、主管課からの提案に対して営繕課や知事が差し戻しを行うという双方向的なプロジェクト選定過程が形成された。2）設計者の育成という観点からは、経験豊富な地元事務所と若手建築家のJV方式による協働が推進され、若手設計者が段階的に成長していく循環が生まれたと言える。その背景には、審査員構成において専門家が過半数を占め、建築的視点からの評価が重視されていることが考えられる。

その2では、「広島型プロポ」の継続的展開にともなう体制・基準の推移を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

その1と同様に文献調査（文1、文2）、ヒアリング調査（注1）より明らかにした「広島型プロポ」と国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築設計業委託の進め方」2018.05（文3）で示されたプロポーザル方式に関するマニュアルを比較することで、「広島型プロポ」の特徴を整理した。

3. 継続的展開にともなう体制・基準の推移

継続的展開にともなう体制・基準の推移を広島県と国土交通省（以下、国交省とする。）のプロポーザル方式のマニュアル（文3）と比較しながら整理した。また、継続的展開にともなう県の主管事業のみにとらわれない市町への働きかけについても整理した。

3-1. 設計者選定方法の位置付け

国交省が定める「建築設計業務委託方式選定ガイドライン」においてプロポーザル方式は、具体的な設計案を競わせるのではなく、提出された技術提案を評価し、その実現力を担保する「ひと（者）」を選ぶ方式である。そして設計競技方式は、当該建築設計業務に象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性などが求められるプロジェクトに適しており、具体的な設計案そのものを審査対象とする。それに対し、広島県は象徴性、記念性、独創性、デザイン性を求める設計業務も「広島型プロポ」適応される（表1）。すなわち「広島型プロポ」は提案を重視型のプロポーザル方式と言える。

3-2. 選定・特定段階における評価基準と推移

国交省のマニュアルでは、1次審査は資格や技術力を中心に確認し、2次審査で事業実施方針や手法を含めた総合評価を行う仕組みとなっている。これに対して、「広島型プロポ」では、1次審査の段階から提案を評価対象

表1. 広島県と国土交通省のプロポーザル方式の条件設定の比較

広島県	項目	国土交通省のマニュアル（2018年）
広島型建築プロポーザル 1）延床面積が2,000㎡以上 2）基本設計、実施設計一括発注する業務 3） 象徴性、記念性、独創性 、デザイン性が求められる設計業務 ほか3項目	設計者選定方法の種類	1）プロポーザル方式 業務の内容が技術的に高度なもの 専門的な技術が要求される業務 この方式は、具体の「設計案」を選ぶものではなく、技術提案を評価し、 「ひと（者）」 を選ぶもの
		2）総合評価落札方式
		3）価格競争方式
		4）設計競技方式 当該建築設計業務に 象徴性、記念性 、芸術性、 独創性 、創造性等を求められるプロジェクト この方式は、具体的な設計案を審査し、最も優れた設計案に基づいて基本設計・実施設計を進めることが適切
		5）特命随意契約方式

* 静岡理科大学 理工学部建築学科 学部生
** 静岡理科大学 理工学部建築学科 教授、博士（工学）
*** 名古屋大学大学院工学研究科 教授、博士（工学）
**** 名古屋大学大学院環境学研究科 助教、博士（工学）
***** 武庫川女子大学 生活環境学部 生活環境学科 博士（工学）

Student, Department of Architecture, Shizuoka Institute of Science and Technology.
Prof., Department of Architecture, Shizuoka Institute of Science and Technology, Dr. Eng.
Prof., Graduate School of Engineering, Nagoya University, Dr. Eng.
Asst. prof., Graduate School of Environmental Studies, Nagoya University, Dr. Eng.
Lecture, Department of Life and Environmental Sciences, Faculty of Life and Environmental Sciences, Mukogawa Women's University, Dr. Eng.

に含めている点に特徴がある（表2）。実際には、広島県では一次審査で参加表明書と併せて簡易提案書の提出を求めている。当初広島県では、国交省マニュアルを参照しつつ、実績3：提案7の割合で評価する形式が導入されたが、その後は提案内容をより重視する方向へと比重が移り、柔軟にアップデートされてきた（図1）。ただし、この評価比率は固定的ではなく、プロジェクトの性質に応じて調整されている（表3）。

3-3. 参加資格条件

国交省のマニュアルでは、参加資格条件について「資格」や「技術力」の最低限の要件を必須条件とし、優れた設計者を広く求める観点から、条件は必要最低限にとどめることが原則とされている。これに対し、「広島型プロポ」では、3-2で述べたように実績よりも提案を重視する傾向がある（表2）。そのため、公共建築の実績が乏しい設計者にも門戸が開かれ、参加機会の公平性が一層確保されるとともに、制度が若手や新規参入者にとっての登竜門として機能していると言える。

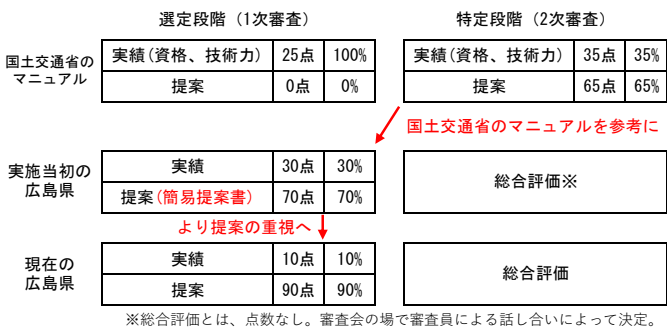


図1. 審査基準の推移

表2. 広島県と国土交通省のプロポーザル方式の条件設定の比較

広島県	項目	国土交通省のマニュアル（2018年）
実績：10点 提案（簡易提案書）：90点 合計：100点（内訳 実績1：提案9）	選定段階 （1次審査） の評価	得点配分の設定例 ①-1.資格：5点 ①-2.技術力：20点 合計：25点（内訳 ①実績10：提案0）
総合評価 （点数なし。審査会場の話し合いによって決定）	特定段階 （2次審査） の評価	得点配分の設定例 ①-1.資格：5点 ①-2.技術力：30点 ②.事業実施方針及び手法：65点 合計：100点（内訳 ①実績35%：②提案65%）
1次審査において、「実績」が占める割合は全体の1割 プロジェクトに応じて、設計者の育成の観点から、JV方式を採用	参加資格条件	「資格」及び「技術力」のうち必要となる最低限のものを必須条件として設定 優れた設計者を広く求めるという観点から、参加資格条件は必要最低限とする。
①技術提案書の評価の着目点 評価テーマに対する的確性、独創性、実現性 評価テーマを3テーマ程度設定	特定段階 （2次審査） における 「業務の実施 方針及び手法」 の評価	①技術提案を求める評価テーマの設定 具体的な取組方法の提示を求める評価テーマ（1～3テーマ程度）を設定 ※具体的な設計案を求めるものではない 具体的な設計案を参照しなければ評価できないようなものとならなければならないようにする
②技術提案の表現 平面、外観、配置、内観のイメージ図等の表現は許容される ※300cm ² 以上の大きさの場合、減点となる		②技術提案の表現 当該プロジェクトに関する具体的な設計案を選ぶものではない 平面図、外観透視図、模型等を求めることはプロポーザル方式の範疇を超えるもの
③ヒアリングの実施 公開ヒアリングを実施 市民の聴講が可能		③ヒアリングの実施 必要に応じて、ヒアリングを実施 審査の公平性・公正性を確保するため、会社名及び個人名は匿名とする 提出者同士が顔を合わせることがないように、集合時間の調整する

3-4. 特定段階における評価

国交省のマニュアルでは、二次審査において具体的な設計案の提出は認められず、匿名性、公平性を確保することが基本原則とされている。これに対し、「広島型プロポ」では、平面図や外観イメージ図などの表現が許容されており、これらが提案内容の評価基準の一部として位置づけられている（表2）。実際、広島叡智学園のプロポーザルでは、選定された設計者が大規模な模型を提出し、その模型が知事の意向により記者会見の場でも使用された事例が報告されている（注2）。

3-5. 審査員の選出方法と推移、審査員の構成

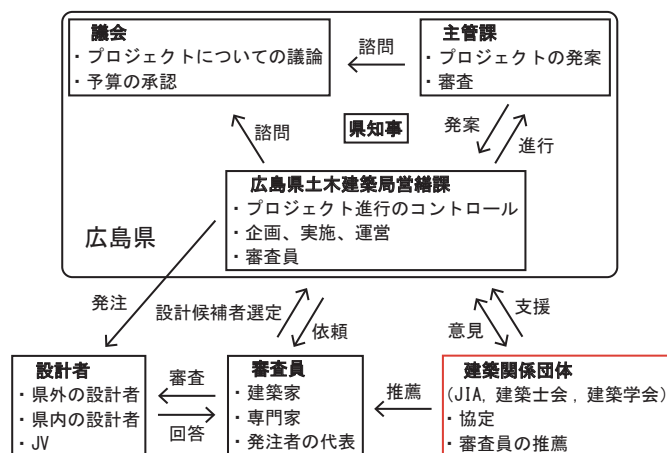
制度初期、営繕課は審査員の推薦を建築関係団体に依頼し、各団体が推薦書を提出して審査員を選出していた（図2-上図、広島県のスタート当初の組織体制参照）。

表3. 広島型建築プロポーザル プロジェクト別評価基準

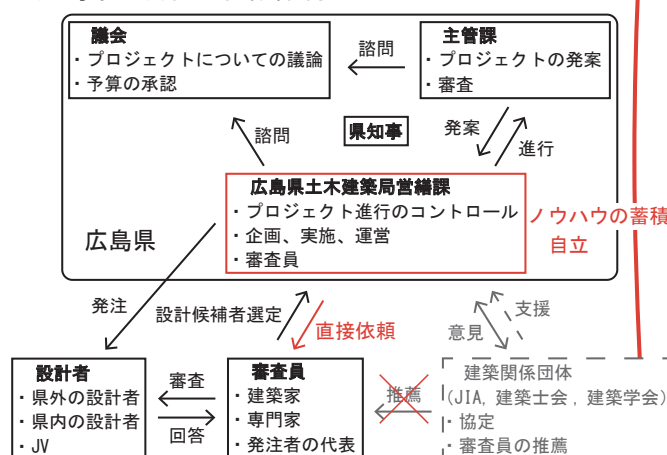
No	プロジェクト	設計者	1次	2次
20	福山東警察署駅前交番	㈱メグロ建築研究所	総合評価	総合評価
24	三原旅客ターミナル（仮称）	オクトパス設計共同体	総合評価	総合評価
12	広島港宮島口地区旅客ターミナル	㈱乾久美子建築設計事務所	総合評価	総合評価
13	広島叡智学園	㈱シーラカンズアンドアソシエイツ 土井一秀建築設計事務所	実績10 提案90	総合評価
23	県営向ヶ丘住宅15,16号館	㈱UID	実績40 提案60	総合評価
22	県営第三上安住宅（仮称）	㈱あい設計	実績50 提案50	総合評価
16	広島南警察署	大旗連合建築設計㈱	実績70 提案30	総合評価
20	福山東警察署駅前交番	㈱メグロ建築研究所	実績100	実績20 提案80
25	警察本部別館庁舎（仮称）	久米設計 大旗連合建築設計㈱	実績100	実績30 提案70
15	広島県庁本館等耐震改修	㈱日建設計 ㈱近代設計コンサルタント	実績100	実績30 提案70

この方式は平成 24 ～ 26 年度頃まで続き、建築士会の会長や建築学会の支部長など、いわゆる「当て職」による推薦が多くみられた。そのため、各プロジェクトの特性に応じた専門的知見を十分に反映できないという課題があった。この反省を踏まえ、広島県は審査員の選定方法

広島県のスタート当初の組織体制



広島県の現在の組織体制



広島県下の市町の組織体制と営繕課の支援体制

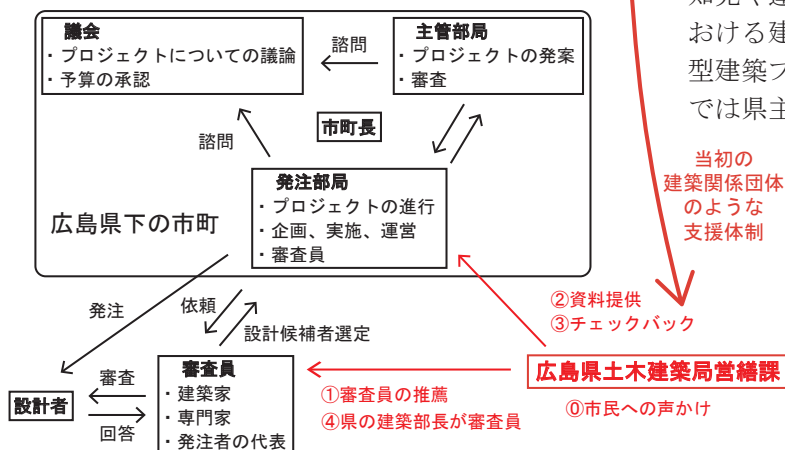


図 2. 広島県下の組織体制と営繕課の支援体制

を見直し、特定の個人への直接依頼や、他「魅力ある建築物創造事業」の審査員経験者への依頼、さらにプロジェクトに応じた専門家の紹介を受ける方式へと移行した（図 2－中断図、広島県の現在の組織体制参照）。

国交省のマニュアルにおける審査委員会は行政職員で構成され、委員長・副委員長を含めた計 3 名程度の内部構成にとどまる。これに対し、広島県では、外部の建築・プロジェクト分野の専門家を過半数配置することで、広島県の方式は行政による内部審査に偏らず、専門的知見に基づく評価の透明性と客観性を確保している点に特徴がある（表 4）。この構成は、国交省のマニュアルが重視する手続的公平性に加え、提案内容の質的評価を重視する地方独自の発展形態と位置づけられる。

表 4. 広島県と国土交通省のプロポーザル方式の条件設定の比較

広島県	項目	国土交通省のマニュアル(2018年)
委員会の構成 ○2,000～5,000㎡の場合 ・行政職員 2人 ・専門家（建築、プロジェクト分野） 3人 合計：5人（内訳 行政職員4：専門家6） ○5,000㎡～の場合 ・行政職員 2人 ・専門家（建築、プロジェクト分野） 5人 合計：7人（内訳 行政職員3：専門家7）	委員の人選 委員会の構成	委員会の構成（地方整備局営繕部の場合） ・委員長 営繕部長 ・副委員長 営繕調査官 ・委員 契約課長、営繕部関係課長 合計：3人（内訳 行政職員10：専門家0）

3－6. 県の主管事業の枠を超えた市町への支援体制

広島県では、県内市町に対してもプロポーザル方式に関する支援を行っている（図 2、表 5）。「広島型プロポ」は、湯崎知事によるトップダウンの方針のもとで開始されたが、その運営と継続を支えているのは営繕課職員によるボトムアップの取り組みである。制度は「魅力ある建築物創造事業」と一体的に展開されており、県全体として魅力的な建築を増やすという理念を共有している。MM氏は、「とにかく県内に魅力ある建物が増えてほしい」（注 3）と述べており、それぞれ職員が持つこうした理念が県および市町双方における建築施策の方向性を支えている。このように、広島県は市町の建築事業を県の施策の延長として位置づけ、継続したことで培った専門的知見や運営ノウハウを提供することで、地域スケールにおける建築水準の向上に寄与している。その結果、広島型建築プロポーザルは県主管事業を超えて広がり、現在では県主催を上回る数のプロジェクトが市町において実施されている（表 6-1、表 6-2、図 3）。このような支援体制の確立が、制度の継続性を支える重要な要素となっている。

表 5. 市町への支援

段階	支援内容
0	市町への声かけ
1	審査員の推薦
2	1段階目＋諸資料、知識の提供
3	2段階目＋市町の制作した資料のチェックバック
4	3段階目＋広島県の建築部長が審査員に参加

表 6-1. 広島県営繕課からの市町への支援によるプロジェクトの用途、割合

用途	公営住宅	教育施設	庁舎施設	警察、消防、病院	インフラ施設	交流拠点施設	観光拠点施設	防災拠点施設	複合施設
施設数	2	10	5	5	1	13	4	1	2
割合	5%	23%	12%	12%	2%	30%	9%	2%	5%

表 6-2. 広島県営繕課からの市町への支援によるプロジェクトの名称、設計者

No.	プロジェクト名	設計者	県内		県外	
			組織設計	アトリエ	組織設計	アトリエ
1	福山市鞆支所・鞆公民館	㈱あい設計	○			
2	三次市農業交流連携拠点施設	ナフ・アーキテクトアンドデザイン㈱		○		
3	神石高原町営小島住宅	土井一秀建築設計事務所		○		
4	庄原市斎場	㈱NSP設計	○			
5	道の駅びんご府中	シーラカンスケイアンドエイチ㈱				○
6	広島みらい創生高等学校	㈱久米設計、㈱あい設計	○		○	
7	呉市営プール	㈱久米設計大阪支社、㈱あい設計	○		○	
8	呉市消防局・西消防署	㈱佐藤総合計画関西事務所、㈱村田相互設計	○		○	
9	府中市こどもの国	大旗連合建築設計㈱	○			
10	三原市役所庁舎	㈱山下設計関西支店、㈱N S P 設計	○		○	
11	尾道市因島総合支所庁舎	㈱あい設計	○			
12	福山市新総合体育館	㈱梓設計、今川建築設計			○	○
13	庄原市西城保育所	㈱山谷建築設計事務所		○		
14	江田島市消防本部	㈱村田相互設計	○			
15	三原市駅前東館跡地活用	鹿島設計㈱、㈱日本設計			○	○
16	海田町庁舎	㈱現代計画研究所、野沢正光建築工房			○	○
17	神石高原町庁舎	㈱NSP設計	○			
18	神石高原町くみ保育所	㈱NSP設計	○			
19	南観音住宅	市浦ハウジング&プランニング			○	
20	尾道氏土井公民館	シーラカンスケイアンドアソシエイツ				○
21	三次市吉舎拠点施設	大旗連合建築設計㈱	○			
22	北広島町まちづくり拠点施設	㈱あい設計	○			
23	(仮称)鞆町並み保存拠点施設整備	㈱今川建築設計		○		
24	東広島市道の駅整備事業	村田相互・アリックデザインスタジオ設計共同体	○			
25	尾道市千光寺公園頂上リニューアル	青木淳建築計画事務所				○
26	庄原市一般廃棄物処理施設	近畿工業㈱			○	
27	熊野町東部地域防災センター	大西麻貴+百田有希/o+h				○
28	たけはら認定こども園	㈱あい設計	○			
29	認定こども園のうみ	㈱あい設計	○			
30	広島市医師会運営・安芸市民病院	石本・朝日設計共同体			○	
31	(仮称)福山市立大学複合施設	㈱教育施設研究所			○	
32	(仮称)三次市新学校給食調理場	大旗連合建築設計㈱	○			
33	(仮称)切串交流プラザ及び認定こども園くりくし	㈱NSP設計				○
34	安芸太田町人材育成・交流センター	㈱K構造研究所		○		
35	(仮称)しまなみサクラ公園交流施設整備	JR西日本コンサルタンツ㈱福山支店	○			
36	福山市緑町公園屋内競技場屋内プール増設工事	㈱NSP設計				○
37	東広島市立川上小学校	㈱村田相互設計	○			
38	府中市立湯が丘病院	大旗連合建築設計㈱、㈱ユアーズプレーン	○			○
39	(仮称)筆の里創造の丘公園「体験交流施設」	㈱環境デザイン機構、角建築研究室			○	○
40	備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎	㈱あい設計	○			
41	翁座	㈱藤井工務店		○		
42	(仮称)福山市立あけぼのこども園	㈱今川建築設計		○		
43	海田東小学校新校舎・給食室	㈱あい設計	○			

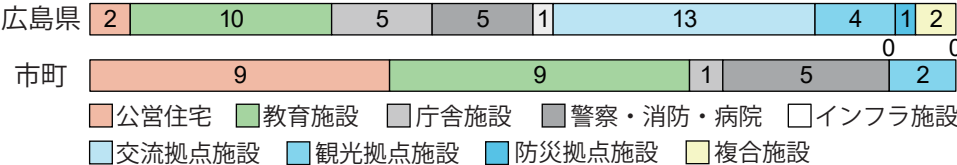


図 3. 広島県と広島県下の市町の用途別割合の比較

4. 総括

4-1. まとめ

本研究で明らかになったことを以下に示す。

1) 提案を重視する方向への転換により、広島県のプロポーザル方式は、設計者の創意や構想力を評価する仕組みへと発展し、これが結果として、公共建築の実績が乏しい若手建築家や新規参入者にとっての登竜門として機能する制度を形成している。

2) 広島型建築プロポーザルは知事によるトップダウンの発意から始まったが、営繕課職員のボトムアップによる実務的支援を通じて、市町レベルへと理念が波及した。これにより、県域全体で「魅力ある建築物を増やす」という共通意識が共有され、地域スケールでの建築水準向上と制度の継続性が両立している。

以上より、広島型建築プロポーザルの継続的展開にともなう体制・基準の推移と、県の主管事業のみにとらわれない市町への働きかけを明らかにした。

4-2. 今後の展望と課題

その1、その2より、「広島型プロポ」と国交省のプロポーザル方式のマニュアルとを比較して、継続的展開による体制、制度の推移を明らかにした。今後は、広島県の参考自治体である熊本県の「くまもとアートポリス」との比較も必要である。また、本研究では実施までに至る取り組みと企画段階に着目したが、設計、施工、運用段階においても見ていく必要がある。

謝辞

調査にあたって、広島県職員・室島正明氏、元・広島県職員・的場弘明氏、審査員・広島大学大学院准教授・角倉英明氏の協力を得た。ここに記して感謝申し上げます。本研究は科学研究費基盤研究(B)(2024-2027)「質の高い建築の調達に向けた行政と支援組織の体制に関する研究」(24K01060)(代表者:脇坂圭一)により実施した。

注釈

注1) I. 現・広島県建築土木局営繕課 主任 室島正明氏に2025年7月24日に対面ヒアリング調査を実施した。II. (元・営繕課課長、建築部長)の的場弘明 代表取締役社長に2025年7月24日に対面ヒアリング調査を実施した。III. 広島大学大学院 角倉英明 准教授に2025年7月16日にzoom ヒアリング調査を実施した。
注2) 2025年7月24日に的場氏に実施したヒアリング調査による。
注3) 2025年7月24日に室島氏に実施したヒアリング調査による。

参考文献

文1) 広島県 HP「広島型建築プロポーザル記録誌「HIROSHIMA PROPOSAL」」2022
文2) 的場弘明「特集 20 不誠実な時代のプレ・デザイン後編—設計・施工・運営関連の発注—」建築雑誌 2021 年 8 月号 P014、2021、08、20
文3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築設計業委託の進め方」2018.05